

# 亙理中学校同窓会会則

第1条 本会は亙理中学校同窓会と称し事務局を母校内に置く。

第2条 本会は会員相互の親睦を図ると共に母校の発展に寄与することを目的とする。

第3条 本会は前条の目的を達するための次の事業を行う。

- 1 会報の発行及び会員名簿の発行
- 2 その他本会の目的達成に必要な事項

第4条 本会は次の会員をもって組織する。

- 1 正会員 亙理中学校卒業生
- 2 特別会員 亙理中学校職員及び旧職員

第5条 会員多数居住の地域に支部を設けることができる。但し支部を設けたときは直ちに事務局に報告するものとする。

第6条 本会に次の役員をおく。

- 1 会長 1名 副会長 2名  
正会員中より総会で選出する。
- 2 委員  
年度別、支部別各1名を選出し会長これを委嘱する。
- 3 常任委員 12名程度  
2名は特別会員より、10名は委員の互選により会長これを委嘱する。
- 4 監事 3名  
正会員中より総会で選出する。
- 5 事務長 1名 会計 1名  
特別会員中より総会で選出する。
- 6 顧問 若干名  
会長これを委嘱する。

第7条 会長は本会を代表し会務を総理する。

副会長は会長を補佐し会長事故あるときはその職務を代理する。正副会長共に事故あるときは常任委員が互選で職務を代理する。

委員は各年度及び支部を代表して本会事業に協力し会員との連絡にあたる。

監事は本会の会計を監査し総会に報告する。

総会は会務の報告及び予算決算の承認を行う。

第8条 役員任期は2ヶ年とする。但し重任はさまたげない。

第9条 総会は毎年1回4月に会長これを招集する。

常任委員が必要と認めるときは臨時大会を開くことができる。

総会は会務の報告及び予算決算の承認を行う。

- 第10条 常任委員会は会長これを招集する。
- 第11条 本会の経費は入会金及び寄付金その他によりこれに充てる。
- 第12条 本会の入会金は500円とし、これをもって終身会費とする。
- 第13条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

#### 附 則

- 第1条 会務執行の細則は別にこれを定める。
- 第2条 本会には次の帳簿を備えなければならない。
- 1 会員名簿
  - 2 記録簿
  - 3 役員名簿
  - 4 会計簿
  - 5 各種書類綴
- 第3条 この会則の施行について必要な規程は役員会で定める。
- 第4条 この会則の改正は総会出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。
- 第5条 この会則は昭和54年3月4日より施行する。

同窓会長 渡 邊 和 喜  
副会長 馬 上 昌 明  
副会長 佐 藤 徳 美

(平成24年10月24日改選)